

「仏暦 2551 年・消費者訴訟法令」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

消費者訴訟法

● 仏暦 2551 年・消費者訴訟法令

(前文省略)

第一条 (名称)

本法令を「仏暦二五五一年消費者訴訟法令 (プララーチャバンヤット・ヴィティピチャラーナーカディ・プーポリポーク)」と呼ぶ。

第二条 (施行日)

本法令は官報公示日 [西暦二〇〇八年二月二五日] から一八〇日が経過した時に施行する。

第三条 (語義規定)

本法令において、

「消費者訴訟 (カディ・プーポリポーク)」とは以下を意味する。

(一) 消費者または第十九条に基づき、もしくは他の法律に基づき消費者に代わって訴権を有する者と、商品もしくはサービスの消費による法律に基づく権利もしくは義務に係る紛争のある事業者間の民事訴訟。

(二) 安全でない商品により生じる損害責任法 [製造物責任法に相当] に基づく民事訴訟。

(三) (一) または (二) に基づく訴訟に関連する民事訴訟。

(四) 法律によって本法令に基づく審理が規定された民事訴訟。

「消費者 (プーポリポーク)」とは、消費者保護法に基づく消費者を意味するとともに、安全でない商品により生じる損害責任法に基づく消費者も意味する。

「事業者 (プーブラコーブトゥラキット)」とは、消費者保護法に基づく事業者を意味するとともに、安全でない商品により生じる損害責任法に基づく事業者も意味する。

「コーソー」とは司法裁判所公務運営規定法に基づく司法裁判所公務員委員会を意味する。

「訴訟担当官 (チャオパナックガーンカディ)」とは、司法裁判所事務局長が本法令に基づく任務遂行のために任命した者を意味する。

第四条 (訴訟担当官)

裁判所の委任に基づき消費者訴訟において以下のように裁判所支援の任務を果たす訴訟担当官を置く。

- (一) 消費者訴訟を調停する。
- (二) 証拠を調査及び收拾する。
- (三) 証言を記録する。
- (四) 審理前及び審理中の訴訟当事者の権利保護があるようにする。
- (五) その支援任務における本法令または最高裁判所長官の規定に基づくその他の任務を果たす。

本法令に基づく任務遂行において、訴訟担当官は刑法典に基づく捜査官とし、いずれかの者にデータを提出させる、もしくは権限に基づきいずれかの件の審査のために書類を送付させる召喚状を出す権限を有する。

訴訟担当官の任務遂行の原則及び方法は最高裁判所長官の規定に定められたところに従う。

第五条（訴訟担当官の資格）

訴訟担当官に任命される者は以下のいずれかの資格を有していなければならない。

- (一) 法律方面の修士または博士レベルの教育を修了している。
- (二) 法律方面の学士レベルの教育を修了し、法律家協会（ネーティバンディットサパー）の普通会员であり、コースが定めた法律方面の職業を最低一年間営んだ。
- (三) 法律方面の学士レベルの教育を修了し、コースが定めたその他の学術専攻で学位をとり、コースが定めた職業を最低四年間営んだ。

司法裁判所事務局長は、第一段に基づく資格を有する者を訴訟担当官に任命する権限を有する。

第六条（最高裁長官の規定権限）

最高裁判所長官を本法令の主務者とし、便利、迅速、公正な消費者訴訟審理を進めるための規定を制定する権限を有する。ただし当該規定は訴訟当事者の訴えにおける権利を損なうものであってはならない。

本法令に基づく最高裁判所長官の規定は、最高裁判所総会の承認を受け、官報公示された時に施行することができる。

第一章

総則

第七条（訴訟手続き）

消費者訴訟手続きは本法令及び第六条に基づく最高裁判所長官の規定に従う。本法令及び当該規定に規定がない場合は、民事訴訟法典の規定を準用する。

第八条（消費者訴訟の判定）

いずれかの訴訟が消費者訴訟であるかどうかの問題がある場合、高等裁判所長官が判定者となる。高等裁判所長官の判定は最終的ものとする。ただし、その判定前になされた審理プロセスには影響しない。

第一段に基づく問題の高等裁判所長官判定の請求は、訴訟当事者によるもの、または裁判所の相当との判断によるものであっても、消費者訴訟における請求であれば審理期日を遅らせ、その他の訴訟における請求であれば弁論準備期日または口頭弁論期日を遅らせなければならない。弁論準備がない場合、当該期限を過ぎれば、さらに当該問題判定の請求を禁じ、下級裁判所から請求を受け取った時、高等裁判所長官は速やかに判定し、下級裁判所に結果を通知する。

迅速な訴訟手続きのために本条に基づく下級裁判所と高等裁判所間の手続きはファクシミリまたは何らかのその他通信技術メディアによってなすことができる。

第九条（手続き違反）

どちらかの訴訟当事者の審理プロセス手続きにおける規則違反または錯誤が明らかである場合、裁判所はその規則違反または錯誤した訴訟当事者に対し、裁判所が相当と判断し定めた期間内及び要件に従って是正するよう命じる。ただし当該違反または錯誤がその訴訟当事者の悪意から生じた場合はその限りではない。

第一〇条（消費者訴訟への一部法律規定の適用免除）

いずれかの法律行為に対し、責に任じる方の署名を付した書面の証拠を義務付け、その執行を訴えることができる法律の規定は、（消費者訴訟においては）事業者に債務履行させる執行の訴えにおいて消費者に適用しない。

法律の規定が消費者と事業者間の契約に対し何らかの書式に基づきなされることを義務付け、当該契約がその書式に基づき正しくなされていない場合であっても、消費者が頭金を払った、または一部返済をしたのであれば、消費者は事業者に対し法律が定めた書式で契約を結ぶ、または見返りとして債務履行するよう訴える権利を有する。

第一段及び第二段に基づく訴訟において、民事訴訟法典の第九四条は消費者訴訟における消費者、及び消費者と事業者間の法律行為または契約の証明には適用しない。

第一一条（合意と契約）

契約時に消費者が、契約または合意する見返りとして、契約により事業者から追加の権益を付与されるところの物品、サービス、もしくはその他の便宜、または何らかの手続きで事業者が付与もしくは調達することに合意したものと理解させる事業者の告示、広告、保証または何らかの行為において、当該内容、行為または合意は消費者と事業者間の契約の一部であるものとみなし、その契約が法律により文面でなす、もしくは文面の証拠があ

ることを定めており、その合意が文面でなされたことが明らかでないとしても、消費者は当該合意に係る証言または証拠を立証することができる。

第一二条（事業者の権利行使）

自己の権利の行使においても、債務履行においても、事業者は公正な事業制度下で相当の商業上の標準を考慮しながら誠意をもってこれをなさなければならない。

第一三条（時効）

消費者の身体に蓄積した物質の結果により生命、身体、健康または衛生に被害が生じた場合、または症状が出るまで時間がかかる場合、消費者または消費者に代わって訴権を有する者は、被害を知り、責に任じる事業者を知った日から三年以内に、請求権を行使しなければならない。ここに被害を知った日から一〇年を超えないものとする。

第一四条（時効の中断）

事業者と消費者または消費者に代わって訴権を有する者との間で損害賠償に係る交渉があるとき、どちらか一方が交渉の打ち切りを申し出るまで、その間は時効は中断する。

第一五条（期間の変更権限）

本法令もしくは本法令で適用を規定した他の法律が定めたところに基づく期間、または裁判所が定めた期間について、裁判所が相当と判断した時、もしくは訴訟当事者が請求した時、裁判所は必要性に応じ、及び公正に資するため期間を短縮または延長する権限を有する。

第一六条（通知方法）

通常は裁判所職員によってなされなければならない訴訟当事者もしくはその他の者への訟訴訟当事者の陳述もしくはその他の書類、もしくは裁判所の期日もしくは命令の通知、またはその他の内容の通達について、消費者訴訟の場合、裁判所は書留郵便、電話、ファクシミリ、電子郵便、または何からの他の通信技術メディアによってなすことを命じることができる。このとき連絡する件の内容の性質に基づく緊急の必要性、便利迅速性、相当性を考慮し、最高裁判所長官の規定で定められた原則及び方法に従う。

第二章

下級裁判所における消費者訴訟

第一節

訴え

第一七条（管轄裁判所）

事業者が消費者訴訟として消費者を訴え、消費者が住所を有する区域を管轄する裁判所またはその他の裁判所に事業者が訴状を提出する権利を有する場合、事業者は消費者が住所を有する区域を管轄する裁判所にのみ訴状を提出する。

第一八条（裁判費用の免除）

安全でない商品により生じる損害責任法の適用下に、訴状の提出から消費者訴訟の審理手続きにおいて、消費者または消費者に代わって訴権を有する者によるものであれば裁判費用は全て免除される。ただし上級審における裁判費用における責任はその限りではない。

消費者または消費者に代わって訴権を有する者が相当の事由なく訴えた、不当な損害賠償を請求した、態度が礼儀正しくない、審理手続きを遅延させようとしている、審理手続きが必要でない形態にある、または裁判所が相当と判断したその他の状態にあることが明らかであれば、裁判所はその者に対し、免除を受けた裁判費用の全部または一部を裁判所が定めた期間内に支払うよう命じることができる。その者が命令に従わないとき裁判所は訴えを却下する権限を有する。

第一段及び第二段に基づく場合、もう一方の訴訟当事者が訴訟当事者双方の全部または一部の裁判費用を支払うべきであると裁判所が判断したとき、裁判所は裁判費用で判決し、そのもう一方の当事者に対し、消費者または消費者に代わって訴権を有する者が全部または一部免除を受けた裁判費用を、消費者または消費者に代わって訴権を有する者の名において、裁判所が相当と判断したところに基づき、裁判所に費用を支払うよう命じる。

第一九条（代理訴訟権限）

消費者保護委員会、または消費者保護法に基づき消費者保護委員会が保証した協会は、消費者に代わって消費者訴訟で訴え、訴訟手続きをとる権限を有する。ここに当該法律に基づく代理訴訟に係る規定を準用する。

第一段に基づく訴えでは、消費者の氏名と住所を明瞭に示す。協会が訴え、損害賠償請求がある場合、訴える時にその協会の会員である消費者に対してのみ、損害賠償を請求することができる。

第一段に基づく訴訟における訴えの取り下げ、または和解は、関係する消費者から文面で承諾を得て、裁判所に示さなければならず、訴えの取り下げの場合には、裁判所がその訴えの取り下げにより消費者全体の保護を損なわないと判断した時に許可を命じることができる。

裁判所に訴えの提起があった後に、訴えを提起した協会が消費者保護法に基づく保証を取り消された場合、関係する消費者が以後の訴訟手続きに参加する。その消費者が当該保証の取り消しを知らないと判断した場合、裁判所は当該人物に訴訟に参加しなければならない

ない期限を定めて通知を命じることができる。参加前になされた一連の審理はその消費者を拘束し、その消費者が定められた期限内に参加しない場合、裁判所はその者に係る部分について訴えを却下する権限を有する。

第二〇条(訴状)

消費者訴訟の訴えにおいて、原告は口頭または文面でこれをなすことができる。原告が口頭での訴えを望む場合、訴訟担当官が訴えの詳細を記録し、原告が署名を付す。

訴状には明瞭に理解できるように訴えの事由である事実関係、執行請求がなければならぬ。裁判所がその訴状が正しくない、または一部重要部分を欠いていると判断した場合、裁判所は原告に対しその部分について訴状を是正または明瞭にするよう命じることができる。

第二一条(訴えの併合)

消費者訴訟の訴えがあった後、当該訴訟への参加の訴えがあった場合、それが訴えの併合、反訴の方法であっても、訴訟参加であっても、または裁判所が別の民事訴訟を消費者訴訟に併合する命令を出した場合であっても、事後に提起された訴えに係る部分の訴訟、及び裁判所が併合を命じた訴訟は本法令に基づく消費者訴訟であるものとみなす。

第二節

審理

第二二条(証拠調べの請求)

いずれかの者が自己がこれから申し立てる証拠が消費者訴訟として訴えがあった時に消失してしまう、もしくは提出することが難しくなると恐れる場合、または消費者訴訟のいずれかの当事者が自己が申し立てるつもりの証拠が立証前に消失する、もしくは事後に立証することが難しくなると恐れる場合、その者またはその訴訟当事者は直ちにその証拠調べを命じてもらうため裁判所に請求することができる。

そうした請求を受け時、裁判所は請求人及びもう一方の訴訟当事者、または関係する第三者を呼出し、その者の供述を聴いた時、裁判所は相当の判断に基づき請求許可を命じる。裁判所が請求に基づき許可を命じた場合、本法令に規定されたところに基づき証拠を調べる。それに関連して関係する事項及びその他書類について裁判所は保管する。

もう一方の訴訟当事者または関係する第三者が国内に住所がなく、まだ訴訟に参加していない場合、裁判所が第一段に基づく請求を受け取った時、裁判所はその請求について一方だけで請求について許可を命じることができる。裁判所が請求に基づき許可を命じた場合、一方のみの証拠を調べる。

第二三条（証拠の押収）

緊急の場合、第二二条に基づく請求の提起があった時、請求提起者は裁判所が遅滞なく請求に基づく命令または令状を出すために、訴えを併合して提起することができ、必要であれば証拠として使う書類または物品の押収もしくは差し押さえを先に命じるよう裁判所に要請することができる。このとき裁判所は相当の判断に基づき何らかの要件を付すこともできる。

民事訴訟法典の第二六一条、第二六二条、第二六三条、第二六七条、第二六八条及び第二六九条を第一段に基づく場合に準用する。

第二四条（出頭命令）

裁判所が訴えの受理を命じた時、裁判所は審理期日を速やかに定め、同日中の調停、陳述及び証拠調べのため被告に期日に基づき裁判所に出頭するよう呼出状を出す。ここに、裁判所は訴状の謄本または訴えの記録の写しを被告に送付し、原告にその審理期日に裁判所に出頭するよう命じる。

被告は第一段に基づく審理期日前に文面で陳述することもできる。

第二五条（調停）

審理期日に原告及び被告が共に出頭した時、訴訟担当官または裁判所が定めた、もしくは訴訟当事者が合意した者は、訴訟当事者をまず調停し、合意させる、または和解させることができる。調停において、いずれかの側の訴訟当事者が請求した、もしくは調停人が相当と判断した場合、調停人は双方と、またはどちらか一方とだけ秘密に進めることができる。

調停の原則、方法及び期間は最高裁判所長官の規定に従う。

第二六条（被告の陳述）

訴訟当事者が合意できない、または和解できず、被告がまだ陳述書を提出していない場合、裁判所は被告に陳述させるようにする。このとき被告は文面で陳述書を提出することも、口述で陳述することもできる。文面で口述書を提出した場合、裁判所が当該陳述書について正しくない、または一部の件で重要部分を欠いていると判断した場合、裁判所は被告に対しその部分について是正する、または明確にするよう命じることができる。口述による陳述の場合、裁判所はその陳述を記録し、被告に署名させる。

被告が第一段に基づき陳述せず、裁判所から陳述書提出の延期で許可を受けていない場合、被告は陳述書提出の期日を守らなかったものとみなす。

第二七条（訴えの却下）

原告が第二四条に基づく出頭命令を知り、裁判所から延期の許可を得ずに審理期日に出

頭しなかった時、被告が出頭したかどうかに関わらず、原告は訴訟手続きの意志がないものとみなし、裁判所は訴えの却下命令を下す。ただし訴訟における状況に基づき裁判所が一方だけでその訴訟の審判が相当と判断した場合はその限りではなく、原告が審理期日を守らなかったものとみなす。

被告が第二四条に基づく裁判所の呼出状を受け取り、裁判所から延期の許可を得ずに審理期日に出頭しなかった時、被告が陳述書を提出しなかったのであれば、被告が陳述書の提出期日を守らなかっただけであるものとみなすが、被告が当該期日前または期日に陳述書を提出したのであれば、被告は審理期日を守らなかったものとみなす。

第二八条（当事者の権利放棄）

いずれか一方の訴訟当事者が第二四条に基づく審理期日ではないその他の期日に出頭しなかった場合、その当事者はその期日における自己の審理プロセス手続きの権利を放棄し、その期日に裁判所がなした審理について知っているものとみなす。

第二九条（事業者の立証責任）

いずれかの争点が製品の製造、組立、設計または成分、サービス提供、もしくは何らかの実施に係る事実関係を証明する必要があり、当該事実関係が事業者である訴訟当事者の知っているところであると裁判所が判断した場合、当該争点における証明義務はその事業者である訴訟当事者の側にある。

第三〇条（同じ事業者の訴訟）

消費者訴訟で確定判決があった後に、同じ事業者を訴える消費者訴訟があり、争う事実点が以前の訴訟と同じで、以前の訴訟で裁判所が判定を下していれば、後の訴訟で裁判所は証拠調べをすることなく以前の訴訟と争点の事実が同じであるものとみなす。ただし裁判所が以前の訴訟では判定に十分な事実がなかったと判断すれば、または不利な訴訟当事者に訴訟機会をもたせるために、裁判所は相当との判断に基づき証拠を取り調べる、または訴訟当事者に追加の証拠提出を許可する権限を有する。

第三一条（証人）

裁判所が証人尋問を命じた場合、証拠として主張したいとして証人を立てる側の訴訟当事者に尋問し、記録するか、訴訟当事者に対し、相当との判断に基づく期間内に証人名簿を作成、提出するよう命じる。

第三二条（証人の順序）

証人尋問前に、裁判所は訴訟当事者に争点を知らせ、いずれかの側の当事者に証人を先に、または後に立てるよう定めることができる。

第三三条（証拠調べ）

訴訟における事実における明瞭性をもたらす公正さに資するため、裁判所は相当との判断に基づき自ら証拠を提出させ、調べる権限を有する。ここにおいて裁判所は訴訟担当官に必要な証拠の検査及び収集、報告を命じる権限に加え、消費者保護委員会事務局、関係機関または関係者にデータ提出、証拠の送付を求める権限を有する。

第一段により得た証拠は全ての側の訴訟当事者に知らせ、当該証拠に反証する権利を損なわないようにする。

第三四条（尋問）

証人尋問において、いずれかの側の訴訟当事者が立てた証人、または裁判所が召喚した証人であっても、裁判所が証人、訴訟当事者への尋問者となるが、裁判所が許可した時は弁護士が尋問者となることができる。

裁判所は訴訟に関連する事実について証人を尋問する権限を有する。

第三五条（連続審理）

証人尋問審理において裁判所は審理を終えるまで延期せず続ける。ただし必要な事由がある場合、裁判所は一回につき一五日以内で延期を命じることができる。

第三六条（有識者の意見供述）

裁判所は訴訟審理のために有識者または専門家に意見を供述するよう要請することができるが、全ての側の訴訟当事者に知らせ、当該有識者または専門家の意見に対する反証のため、もしくは意見の付加のため、訴訟当事者に自己の側の有識者または専門家を呼んで意見を供述してもらい機会を与える。

裁判所が呼んだ有識者または専門家は、司法裁判所運営規約法に基づき司法裁判所運営委員会により定められた規約に従い、出頭手当て、交通費及び宿泊費を受け取る権利を有する。

第三七条（審理の継続）

必要な証拠調べ及び訴訟当事者の陳述がなされた時、審理が終了したとみなされれば、裁判所は速やかに判決または命令を下す。ただし判決または命令がまだ下されず、公正に資するため追加の証拠調べが必要だと判断した時、裁判所は証拠調べを続けることができる。このときいずれかの側の請求を必要とせず、すでに調べた証人を再び調べることもできる。

第三節

判決及び命令

第三八条（事実の提示）

判決または決定命令には少なくとも納得できる事実が要旨として示され、訴訟事項の決定ではその決定の事由を示さなければならない。

第三九条（損害額、執行方法の是正）

消費者または消費者に代わって訴権を有する者を原告とする訴訟において、原告の請求する損害額が正しくない、もしくは原告の請求に基づく執行方法が訴えに基づく損害の解決救済に不十分であることが明らかな場合、裁判所は決定を引き上げ正しくする、または執行方法を適当なものに定める権限を有する。このとき原告の執行請求に明らかにされたところを上回っているかどうかを問わない。ただし裁判所のその決定引き上げた事項は、訴訟当事者が取り上げた事実に関係していなければならない。

第四〇条（判決・命令の訂正）

身体、健康または衛生に損害が生じ、判決時にその損害が事実かどうかははっきりしない場合、裁判所は判決文または命令において裁判所が定めた期間内に判決文または命令を訂正する権利を保持する旨を掲げることができる。ここに、裁判所の判決または命令日から一〇年を超えないものとする。ただし訂正前にもう一方の訴訟当事者に反対の機会を与えなければならない。

第四一条（商品の取替え）

消費者または消費者に代わって訴権を有する者が原告となり、事業者の商品の瑕疵における責任を訴える訴訟において、当該瑕疵がその商品引渡し時にあり、通常の使用状態に改善することができない、または改善したとしても消費使用にあたってその商品を使用する消費者の身体、健康もしくは衛生に危険が生じると信じられる場合、裁判所は事業者に対し、その瑕疵のある商品の改善の代わりに新しい商品を消費者に提供するよう判決する権限を有する。ここに、商品の変更できる様態、事業者の状況、消費者の誠実さを考慮し、消費者が商品使用によって利益を得た、またはその商品に損害をもたらした事実が明らかであれば、裁判所は相当との判断に基づき、消費者にその事業者への使用料または損害賠償を支払うよう命じる。

第一段に基づく訴えにおいて、訴えられた者がその商品の製造者または輸入者ではない場合、裁判所は当該製造者または輸入者をして民事訴訟法典の第五七条（三）に基づき訴訟に参加することを命じ、第一段に基づく事業者が消費者に対して有する債務において、当該製造者または輸入者が共同で責に任ずるよう判決する権限を有する。

第四二条（損害賠償額の増額）

不正に消費者を不利にする意図、もしくは消費者に損害を与える意志、または重大な不注意からの事業者の行為、または公衆の信任するところである職業人もしくは事業者としての地位への背任行為への訴えであれば、裁判所が消費者への損害賠償支払いを事業者に判決する際に、裁判所は事業者に罰を加えるため、裁判所が相当と判断したところに基づき定めた実際の損害賠償額に加え、損害賠償額の増額を命じる権限を有する。ここに、消費者が受けた損害、事業者の得た利得、事業者の財務ポジション、生じた損害に対する事業者の対策、消費者の損害発生への関与といった諸状況を考慮する。

第一段に基づく損害賠償の規定において、裁判所は裁判所が定めた実際の損害額の二倍を超えない範囲で定める権限を有する。ただし裁判所の定めた実際の損害額が五万パーツ以下である場合、裁判所は裁判所が定めた実際の損害額の五倍を超えない範囲で定める権限を有する。

第四三条（損害発生防止措置）

消費者訴訟において、裁判所が決定を下した、または訴えを却下した後、商品が販売され、市場に残っており、消費者の生命、身体、健康もしくは衛生に危険であり、他の防御方法が使えない事実が明らかであれば、裁判所は以下の命令を出す権限を有する。

（一）事業者の費用負担により定められた期間内に商品を改善または変更するため、消費者からの危険となる当該商品の回収を事業者に告示、回収させる。ただしそうした改善または実施ができない場合、回収時の商品の形態及び状態、事業者の誠実性を考慮して裁判所が相当と判断した価額を支払わせる。

（二）事業者に残った商品の販売を禁じ、販売されていない商品を安全に是正、変更するまで保管させる。ただし是正、変更ができない場合、裁判所はその商品の生産または輸入を事業者に禁じる命令を出し、事業者が残った商品を販売目的で保管していると信じられる事由があれば、裁判所はその残った商品の廃棄を事業者に命じる権限を有する。

裁判所の命令後に事業者がその命令に従っていないことが明らかであれば、裁判所は当該命令を遵守するまで、事業者、もしくは事業者が法人である場合は事業者の代表権限者の逮捕及び拘禁を命じる、または訴訟担当官もしくはいずれかの者に、事業者の費用負担により何らかの実施を命じる権限を有する。事業者がその者に費用を支払わなかった場合、その者は判決に基づく債権者と同じように事業者に強制執行する権限を有する。命令への抵抗により逮捕された事業者、もしくは事業者が法人である場合は事業者の代表権限者は、命令の全てを遵守する保証、または保証と裁判所が相当と判断した保証金があるまで拘禁される。ただし、ここにその拘禁は一回につき逮捕・拘禁日から六か月以内とする。

第四四条（法人責任者の共同責任）

訴えられた事業者が法人である訴訟において、当該法人が悪意で設置または運営されて

いた、もしくは消費者を騙していた、またはいずれかの者の利益とするために法人の資産が移転され、訴えに基づく債務返済に十分な資産が法人にない事実が明らかであれば、訴訟当事者が請求した時、または裁判所が相当と判断した時、裁判所は法人のパートナー、株主もしくは経営権限者、または当該法人から資産の引渡しを受けた者に対し、被告として訴訟に参加させる権限を有するとともに、法人が消費者に対して有する債務にその者が共同で責に任じるよう判決する権限を有する。ただしその者が当該行為に関係しておらず、知らなかったことを立証できる場合、または法人からその資産を譲受した者が善意で取得し、代価を支払ったことを立証できる場合はその限りではない。

第一段に基づく法人から資産の引渡しを受けた者は、その者がその法人から受け取った資産を上回らない範囲で共同で責に任じる。

第三章

控訴

第四五条（控訴審の管轄）

高等裁判所及び地方高等裁判所に消費者訴訟部を設置し、消費者訴訟における下級裁判所の判決または命令への控訴について審判する権限を持たせる。

第四六条（控訴の期限）

消費者訴訟における下級裁判所の判決または命令への控訴は、その判決または命令が読み上げられた日から一か月以内に高等裁判所消費者訴訟部または地方高等裁判所消費者訴訟部に申し立てる。

第四七条（控訴の要件）

控訴審で争われる財産価額または訴訟物の金額が五万バーツに満たない、もしくは勅令で定められた金額に満たない消費者訴訟においては、訴訟当事者が事実点で控訴することを禁じる。

第四八条（控訴の許可）

第四七条に基づき控訴を禁じられた訴訟であると控訴人が判断した場合、控訴人は控訴とともに高等裁判所消費者訴訟部または地方高等裁判所消費者訴訟部に控訴許可を求めるための申し立てにより請求することができる。この場合、下級裁判所が控訴を調べ、禁止されている控訴であると判断した後に高等裁判所消費者訴訟部または地方高等裁判所消費者訴訟部に審査のために当該控訴及び申し立てを送致する。ただし下級裁判所が当該控訴が禁止されていないと判断すれば、その控訴を受理するよう命じ、以後の手続きを取る。

第四七条に基づき控訴が禁じられている事由により下級裁判所が控訴を受理しない命令

を下した場合、控訴人はその命令から一五日以内に高等裁判所消費者訴訟部または地方高等裁判所消費者訴訟部に控訴の許可を求めるための申し立てにより請求することができる。訴訟当事者が当該請求を提起した場合、控訴を受理しない命令を出すことはできない。

第一段及び第二段に基づく抗告及び高等裁判所消費者訴訟部または地方高等裁判所消費者訴訟部の請求審査の原則及び方法は最高裁判所長官の規定に従う。

第四九条（迅速審理）

高等裁判所消費者訴訟部または地方高等裁判所消費者訴訟部の消費者訴訟の審判は速やかに実施、終結する。ここに、最高裁判所長官の規定に従う。

第五二条の規定下に、高等裁判所消費者訴訟部または地方高等裁判所消費者訴訟部の判決または命令は確定判決または命令とする。

第五〇条（審理方法）

第二章の下級裁判所の消費者訴訟審理方法の規定を控訴、及び高等裁判所消費者訴訟部または地方高等裁判所消費者訴訟部の審理判決、決定に準用する。

第四章

上告

第五一条（上告の申し立て）

高等裁判所消費者訴訟部または地方高等裁判所消費者訴訟部が判決または命令を下した訴訟において、訴訟当事者は高等裁判所消費者訴訟部または地方高等裁判所消費者訴訟部の判決または命令が読み上げられた日から一か月以内に、二〇万バーツを超える訴訟物を有する訴訟での事実点、もしくは法律点で上告の許可を求めるために、最高裁判所に請求することができる。

第一段に基づく請求の提起において、訴訟当事者はその請求とともに、その訴訟で判決または命令を下した下級裁判所に対し上告を申し立て、下級裁判所は速やかに最高裁判所に当該上告と共に請求を送致する。

第五二条（許可）

上告に基づく論点が公益に関係する論点である、または最高裁判所が判断すべきその他の重要な論点であると判断した時、最高裁判所は第五一条に基づく上告を許可することができる。

第五三条（審判の原則）

第五一条に基づく請求の提起、請求審査、上告審査、上告の修正、第五二条に基づく最

最高裁判所の審理及び判断における原則及び方法は、最高裁判所長官の規定に従う。

第五四条（法律点審査）

上告を許可した訴訟においては法律上の論点についてのみ審査する。最高裁判所が高等裁判所または地方高等裁判所の判決または命令の全部もしくは一部正しくないと判断した場合、最高裁判所は法律点についてのみ判断を下し、高等裁判所または地方高等裁判所、下級裁判所の判決もしくは命令を取り消し、高等裁判所または地方高等裁判所、下級裁判所に対し最高裁判所の決定の枠内で新たに判決または命令するよう命じることができる。

第五五条（審理方法）

第二章の下級裁判所の消費者訴訟審理方法の規定を最高裁判所の審理判決、決定に準用する。

第五章

判決前の仮処分

第五六条（仮処分の申し立て）

消費者訴訟の訴え前に、裁判所が民事訴訟法典の第二五四条（二）に基づき判決する前に一時的な保護方法を命じるよう、原告が請求の権利を有するケースと同じ事由があれば、または消費者全体の利益保護のために被告に何らかの行為をさせない、もしくは行為中止させる一時的な禁止命令を出してもらうよう裁判所に訴える必要性があれば、原告となる者は訴えの前に当該一時的方法の使用を求めるための申し立てとして一方だけで請求提起することができる。

第一段に基づく申し立てにおいては、事業者を被告として訴える事由及び裁判所がその申し立てに基づく許可を命令することが相当と信じられる十分な事由を示す事実への言及がなければならず、当該主張を支援するためのその申し立てにおける事由を知る者の事実点の証言記録がなければならない。

第五七条（申し立ての審理）

第五六条に基づく申し立ての審理において、裁判所は以下の判断をなした場合に申し立てに基づく許可を命じる。

（一）提起された申し立て及びその申し立てが提起された機会に相当の事由があり、その申し立てに基づく許可を裁判所が命じる十分な事由がある。かつ

（二）申立人の損害における態様が金銭で補償できない、もしくは何らかの物で代償できない。または被告として訴えられた者が申立人の損害を補償する、もしくは代償する立場にない。またはその被告として訴えられた者への事後の強制執行が難しい場合、もしくは

は消費者全体に危険が生じれば事後に解決救済が難しい場合。

ここにいずれかの側に生じる損害がどれだけ大きいかを考慮する。

裁判所がその申し立てを却下した場合、その却下命令は確定する。

第五八条（仮処分のお知らせ）

裁判所は遅滞なく第五七条に基づく許可命令を被告として訴えられた者に通知する。

第一段に基づく裁判所命令は直ちに被告として訴えられた者への執行力を有する。

第五九条（仮処分の保証金）

裁判所が第五七条に基づく許可命令を出した場合、裁判所は被告として訴えられた者に生じる損害を慎重に検討し、その生じる損害に対して、第五六条に基づく申立人に、定められた期間内に定められた金額を預託するもしくは保証するよう命じることができる。このとき相当との判断に基づき何らかの要件を定めることもできる。

第六〇条（仮処分反対の申し立て）

被告として訴えられた者は第五七条に基づく許可命令の取り消しまたは変更を裁判所に申し立てることができる。裁判所が当該命令の取り消しまたは変更を命じた場合、その命令は確定する。

第一段に基づく場合、被告として訴えられた者は裁判所に対し、第五六条に基づく申立人に自己への損害賠償支払いを命じるよう申し立てることができる。その申し立ては命令の取り消しまたは変更の申し立てと同時に、もしくは裁判所が当該命令の取り消しまたは変更を命じた日から三〇日以内に裁判所に申し立てる。裁判所が審査のうで取り消しまたは変更された元の命令が申立人の過失もしくは不注意によるものであると判断した時、裁判所は申立人に対し、裁判所が相当と判断した金額に基づき被告として訴えられた者に損害賠償金を支払うよう命じ、申立人が裁判所命令に従わなかった場合、裁判所は債務者としての申立人に強制執行する権限を有する。

第六一条（仮処分の取り消し）

第五六条に基づく申立人が、裁判所命令日から一五日以内に、もしくは裁判所が定めた期間内に裁判所が第五七条に基づき許可命令した申し立てに係る訴えをなさなかった場合、その命令は当該期間が経過した時に取り消されたものとみなす。

第一段に基づく場合、被告として訴えられた者はその命令が取り消されたとみなされる日から三〇日以内に、裁判所に対して第五六条に基づく申立人に自己への損害賠償金支払いを命じるよう申し立てることができ、裁判所は申立人に対し、裁判所が相当と判断した金額に基づき被告として訴えられた者に損害賠償金を支払うよう命じ、申立人が裁判所の命令に従わなければ裁判所は判決に基づき債務者としての申立人に強制執行する権限を有

する。

第六二条（仮処分の継続）

第五六条に基づく申立人が、裁判所命令日から一五日以内に、もしくは裁判所が定めた期間内に裁判所が第五七条に基づき許可命令した申し立てに係る訴えをなした場合、その許可命令または第六〇条第一段に基づく変更命令のあった許可命令は引き続き効力を有する。ただし裁判所が被告の取り消しまたは変更申し立てに基づき別段の命令を下したときはその限りではない。このとき民事訴訟法典の第二六〇条、第二六一條及び第二六三條を準用する。

第六三条（仮執行）

審理中に訴訟当事者もしくは消費者全体への損害を軽減する、または損害発生を防止するため、判決前に一時的に何らかの対策もしくは方法を定める必要があれば、裁判所が相当と判断した時、もしくは訴訟当事者が申し立てた時、または訴訟担当官の報告で明らかなる場合、裁判所は公正に資するために必要なだけ、もしくは相当十分なその対策または方法を定める権限を有する。

第一段に基づく実施に資するため、裁判所は相当との判断に基づき、関係者に損害、損害発生事由、被告の事業及び資産に係るデータを提出させる、もしくは検証のための呼び出し命令を出す権限を有する。

第六章

判決または命令に基づく執行

第六四条（執行令状の督促）

強制執行において、執行令状を出す前における判決に基づく債務者への執行の通達が判決に基づく債権者に損害を及ぼす場合、及び遅延するば強制執行ができなくなるおそれがある場合、判決に基づく債権者は執行通達前に直ちに執行令状を出すよう裁判所に申し立てることができる。

第六五条（執行の障害除去）

消費者訴訟で確定判決があった後に、判決に基づく執行ができない障害があることが裁判所に明らかになった場合、もしくは執行を判決に従ったものとするために何らかの方法を定める必要がある場合、裁判所は公正に資するため必要かつ相当の当該障害を除去する命令権限を有する。

経過規定

第六六条

本法令の施行日前に裁判所で審理中の消費者訴訟は、その裁判所が引き続き審判する権限を有し、その訴訟が確定するまで本法令の施行日前に適用されていた法律に基づきこれをなす。

● 仏暦二五五一年・消費者訴訟における審理手続き及び訴訟担当官の任務遂行についての最高裁長官の規定

仏暦二五五一年・消費者訴訟法令の第四条、第六条、第一六条、第二五条、第四八条、第四九条、第五三条及び第六三条の内容に基づく権限に抛り、最高裁判所長官は最高裁判所総会の承認をもって以下のように規定を制定する。

第一項（名称）

本規定を「仏暦二五五一年・消費者訴訟における審理手続き及び訴訟担当官の任務遂行についての最高裁長官の規定」と呼ぶ。

第二項（施行日）

本規定は仏暦二五五一年・消費者訴訟法令の施行日から施行する。

第三項（語義規定）

本規定において、

「高等裁判所（サーン・ウットーン）」とは、高等裁判所消費者訴訟部または地方高等裁判所消費者訴訟部を意味する。

第四項（書式）

司法裁判所事務局は消費者訴訟の審理手続きに必要な書式を定め、告示する。

第五項（主務者）

最高裁判所長官を本規定の主務者とする。

第一章 訴え

第六項（訴え時の支援）

原告が文面で訴えをなす場合、その訴状が正しくない、または重要部分を欠いているの

であれば、訴状が正しく、十全になるように、訴訟担当官が原告に対し助言することができる。

原告が口頭で訴えをなしたい場合、訴訟担当官は訴状の書式に訴えの詳細を記載し、原告に署名させる。

訴訟手続きに資するため、原告は訴えの際に可能な限りにおいて関連する証拠を提出する。

第七項（支援の範囲）

第六項に基づく助言及び援助において、訴訟担当官はその場合に相当の援助を検討し、訴状作成に資するため訴訟当事者の法人としての状況、住所を調査する。ただし弁護士の任務遂行と同様の訴訟形状規定の形態であってはならない。

第八項（当事者の住所、電話番号）

訴状において、訴訟当事者の住所のほかに、知っている限りにおいて訴訟当事者に連絡しやすい場所及び電話番号を示す。

第二章 審理期日

第九項（期日指定）

裁判所は訴え受理の命令のあった日から三〇日以内に速やかに審理期日を定める。

第一〇項

被告への呼出状及び訴状の謄本の送達において、裁判所は書留郵便または裁判所職員による送付を命じることができる。裁判所職員による送付である場合、裁判所は呼出状及び訴状の謄本を掲示するよう命じる。ここに、裁判所は民事訴訟法典第七九条に基づく一五日の期間の経過前または経過後の適用期間の短縮または延長を命じることができる。

送付できない、または再送が必要な場合、裁判所は期日の遅延を命じることができるが、当該命令のあった日から三〇日以内でなければならない。

第一一項

呼出状及び訴状の謄本の送達において、司法裁判所事務局が定めた書式に基づき行動方法に係る助言及び期日に出頭しなかった場合の結果について被告に知らせる。

第一二項

当事者の陳述、または呼出状及び訴状の謄本ではないその他の書類、もしくは期日告知、裁判所命令、当事者またはその他の者への別様の内容の送達は、書留郵便においてこれを

なす。ただし緊急の場合及び告知に必要な場合、電話で内容を告知することができる。このとき担当職員は報告において告知した件、告知のあった日時、受信した者の名を記録しておかなければならない。

ファクシミリ、電子メールまたはその他の通信技術メディアによる送付または告知は、裁判所に準備があればこれをなすことができる。ここに当事者申し立て、または書類の郵便、ファクシミリ、電子メールでの送付の原則及び方法についての司法裁判所事務局告示に従う。

第三章 審理期日における手続き

第一三項（出頭しなかった場合）

いずれか一方の当事者が審理期日に出頭しなかった場合、裁判所職員は第二七条に基づく審理プロセスのため裁判所に報告する。

第一四項（調停）

審理期日において当事者が揃って出頭した時、訴訟担当官が当事者同士が合意を協議するよう調停人となる。ただし裁判所が裁判所付きの和解斡旋人を任命し、代わりに調停の任務を果たさせることが相当と判断した場合はその限りではない。

訴訟当事者双方がいずれかの者を調停人として望むのであれば、その者の連絡場所及び電話番号と共に訴訟担当官に通知する。裁判所は調停人としての任務に就かせるため訴訟担当官に当該人物への連絡を任せることができる。そうした実施ができない、もしくはその者が調停人になろうとしない、またはその行為が訴訟の遅延を招く場合、訴訟担当官または裁判所付きの和解斡旋人に調停させる。

第一五項（調停方法）

調停において、調停の任務に当たる者は当事者が合意に達するよう助力に努め、紛争調停についての規約または規定を準用する。

第一六項（期日の延期）

当事者が訴えの取り下げ、または和解契約で合意できた場合、調停をなす者は必要な訴え、声明または和解契約において当事者に助言及び助力し、速やかな判決または命令があるよう裁判所に報告する。ただしまだ合意できず、調停する者が審理期日の延期が相当と判断したとき、審理期日の延期許可を求め裁判所に報告する。その場合、裁判所は一回につき七日以内で三回以内、審理期日の延期を命じる権限を有する。ただし特別な状況にある場合、裁判所は当該特別状況を示すことで相当との判断に基づき延期を命じる権限を有する。

第一七項（合意できない場合）

当事者が合意できず、いずれかの側の当事者が陳述書または証人リストの提出を望む場合、裁判所は訴訟担当官に当該陳述書または証人リストの作成で当事者を援助させ、裁判所が相当と判断したところに基づきその日または別の審理期日に出頭するために裁判所に急ぎ報告させることができる。

第一段に基づく援助に第七項の内容を準用する。

第一八項（事実の聴取）

争点を定め、証人調べに資するため、裁判所は調停人ではない別の訴訟担当官に当事者からまず事実を聞き出させ、速やかに事実と争点をまとめ裁判所に報告させることができる。

第一段に基づく事実は調停によって得た事実であってはならない。

第四章 証拠調べ

第一九項（当事者への通知）

証拠調べの前に、裁判所はすべての側の当事者に争点、各論点における立証義務、及び各当事者の証拠提出の順序を知らせる。

第二〇項（事前調査）

裁判所が訴訟における事実点をはっきりさせるため必要であると判断した場合、裁判所は訴訟当事者に、訴訟における重要論点である証拠、商品またはサービスの生産工程、もしくは事業者の資産、債務、登録資本金、収入、パートナーまたは株主、取締役の氏名の調査、もしくはいずれかの部署または者に対するデータ提供もしくは証拠送付の請求、または審判に資するその他の事実の調査をさせることができる。

第一段に基づく任務において、訴訟担当官は検証または必要なデータを求めて関係部署に連絡する、もしくはいずれかの者に呼出状をもってデータまたは書類を提出させ、裁判所に報告する。このとき裁判所が第三三条に基づき追加調べを求めるべき証拠を示す、または第三六条に基づき審判のために裁判所が意見を聴取すべき有資格者もしくは専門家を示すことができる。

第二一項（専門家の意見への反対）

第二〇項に基づく証拠、もしくは訴訟担当官の報告に基づく有資格者または専門家の意見について、裁判所はその証拠調べ前に当事者に知らせ、当事者が当該証拠に反対する、もしくは自己の側の有資格者または専門家に反対意見または追加意見を提出させることが

できるようにする。

第二二項（証人尋問の方向性）

裁判所は訴訟担当官の報告から得たデータを証人尋問の方向性として使用することができる。

第二三項（証言記録）

証言の記録がある場合、民事訴訟法典の第一二一条第二段で規定されたところに基づき、当事者及び証人がその記録の正当性を検証できるように、映像または音声として再生できる物に記録する方法、またはその他の方法を使用する。裁判所は訴訟担当官に記録内容が正しいか調べさせ、当該内容のコピーを文字またはその他の記録物で作成させることができる。

第二四項（訴訟担当官の任務）

裁判所は当事者が法律のプロセスに沿って訴訟手続きできるよう訴訟担当官に調査及び当事者援助をさせることができる。瑕疵があった場合、裁判所が相当との判断に従い命令するために、是正の方向性と共に速やかに裁判所に報告する。

第五章 判決前の仮処分

第二五項（事前調査）

訴え提出前の仮処分に係る命令がある前に、裁判所は訴訟担当官に第五七条に基づく判定に資するため事実を調べさせ、適当な仮処分、当該処分の要件及び期間を策定させる。

第一段に基づく訴訟担当官の意見について、裁判所はその件で命令する前に、関係する事実を被告として訴えられた者から聴取する権限を有する。

第二六項（仮処分の方法）

第六三条に基づく仮処分の使用において、民事訴訟法典に基づく方策または方法のほかに、裁判所は以下のいずれかの行為または行為禁止を事業者に命じることができる。

（一）商品またはサービスに係る全ての正しいデータを消費者が知るための告知または何らかの行為。

（二）消費者が商品またはサービスについて誤解するような何らかの行為の禁止。

（三）裁判所が相当と判断した何らかの要件下での商品またはサービスの販売。

（四）（一）または（二）と同様の何らかの行為の禁止または行為。

第一段に基づく方策または方法の規定において、裁判所は経済への影響及び消費者保護の利益を総合的に考慮して、必要なだけ、かつ相当性を超えない命令を検討する。

第二七項（裁判所間の連絡）

判決前の仮処分に係る裁判所命令への抗告があった場合、下級裁判所と高等裁判所間のやりとりにおいては緊急性及び内容の状態に合わせファクシミリまたはその他の通信技術メディアによることができる。ここに高等裁判所の定めた方法に従う。

第六章 判決または決定命令

第二八項（訴訟担当官）

第三九条から第四四条までに基づく判決または決定命令に資するため、裁判所が相当と判断したとき、裁判所は訴訟担当官に当該規定に基づく判決または命令を構成する事実及び意見を調べさせることができる。

第一段に基づく事実または訴訟担当官の意見は、全ての側の当事者に知らせ、当事者が反対する権利を損なわない。

第二九項（執行費用等）

裁判所が第四三条に基づく命令を下した場合、裁判所は事業者が当該命令に基づく遂行結果を裁判所に知らせる期間を定め、結果の通知を受けた時、裁判所は当該命令に基づく遂行を調査するため、訴訟担当官に速やかに関係部署に連絡させ、いずれかの者にデータまたは書類を提出させることができる。

事業者が第一段に基づき結果を通知しない、または裁判所命令に全て正しく従わないことが明らかで、裁判所がいずれかの者に訴訟担当官に代わって第四三条第二段に基づく実施を命じた場合、その者が裁判所命令に従った実施ができるよう訴訟担当官は連絡調整する義務を有する。そのことにより生じる費用がある場合、裁判所が事業者の責に任じる費用の額を定めるため、当該人物は証拠と共に裁判所に知らせる。この場合、訴訟担当官に当該費用に係る調査をするよう命じることができ、裁判所が何らかの命令を下した場合はそれに基づき執行し、当該裁判所命令に基づく費用の責に任じさせるための事業者への執行において、訴訟担当官はその者に相当の援助をなす。

第七章 控訴

第三〇項（請求）

第四八条に基づく事実点で控訴の許可を求めるための請求として申し立てがあった場合、下級裁判所は申し立て及び控訴請求を調べ、民事訴訟法典の第一八条に基づく命令を下す権限を有する。申立人が命令に従わない場合、下級裁判所は速やかに命令を審査するため高等裁判所に請求及び申し立てを急ぎ送る。

控訴請求の期間または控訴許可申請期間の延長の請求があった場合、下級裁判所が延長許可が相当と判断すれば、下級裁判所は相当との判断に基づき延長を命じる。許可しないのであれば下級裁判所は第一段に基づく手続きを取る。

第三一項（移送）

下級裁判所が第三〇項に基づく請求を受理した時、もう一方の当事者に控訴請求と共に申し立ての写しを急ぎ送付し、速やかな命令のために高等裁判所に控訴請求及び訴訟書類と共に当該申し立てを送る。このとき別の当事者の反対を待つ必要はない。

第三二項（控訴受理要件）

第三一項に基づく控訴許可請求のための申し立ての審査において、高等裁判所は正義公正もしくは消費者全体の利益に影響すると判断した時、控訴許可審査を決定することができる。

第三三項（控訴受理）

高等裁判所が控訴許可が相当と判断した時、控訴受理を命じ、下級裁判所は当事者に対し当該命令を言い渡す。

被控訴人は命令を聞いた日から一五日以内に下級裁判所に抗告でき、抗告提起日から七日内、もしくは抗告期間が終了した日から七日内に下級裁判所は抗告を高等裁判所に送るか、抗告がなかったことを知らせる。高等裁判所が抗告を受理した時、もしくはその内容通知を受けた時、直ちに訴訟リストに加える。

高等裁判所が控訴を許可しなかった場合、申し立ての却下を命じ、控訴を受理せず、当事者に速やかに通知するため下級裁判所に訴訟書類を返す。

第三四項（論点）

高等裁判所が第三三項に基づく命令のため審査する場合、控訴許可請求を提出した申立人の論点のほかに別の論点が含まれているのであれば、下級裁判所がそのような控訴を受理する命令を出し、審査したかどうかを問わず、高等裁判所は当該論点も審理するかどうかで命令する。

高等裁判所が第一段に基づく他の論点でも控訴を受理する命令を下した場合、第三三項第一段の内容をその論点の控訴受理にも準用する。

第三五項（控訴禁止の審査）

下級裁判所が控訴受理を命じた訴訟において、高等裁判所が第四七条に基づき禁じられた控訴であると判断した場合、高等裁判所は控訴許可が相当の事由があるかどうかを審査する。許可すれば判定を受け、許可しなければその控訴を却下し、控訴の論点について判

定しなくてもよい。

第三六項（口頭弁論）

当事者が高等裁判所に口頭での弁論を望むのであれば、控訴状または抗告書の末尾において、その口頭での弁論の論点及び必要な事由を示す。

高等裁判所が口頭での弁論を許可した時、各当事者の口頭弁論許可期間と日時を全ての当事者に知らせる。

口頭弁論において、当事者は口頭弁論を構成する追加の証拠を提示することはできない。

第三七項（迅速判決）

高等裁判所は速やかに審判を終える。訴訟リストに加えた日から一年が経過した場合、訴訟書類に遅延の事由を記録する。

第八章 上告

第三八項（申し立て）

第五条に基づく上告許可の審査を最高裁判所に求める請求は、以下を示して下級裁判所に申し立てる。

（一）はっきりとまとめられた上告許可請求の論点。

（二）公益との関連性、または最高裁判所が上告を許可すべき論点の重要性。

下級裁判所は申立人の申し立て及び上告を検査する。このとき第三〇項の内容を準用する。

第三九項（移送）

下級裁判所が第三八項に基づく請求を受理した時、もう一方の当事者に上告請求と共に申し立ての写しを急ぎ送付し、速やかな命令のために最高裁判所に上告請求及び訴訟書類と共に当該申し立てを送る。このとき別の当事者の反対を待つ必要はない。

第四〇項（要件）

第三八項に基づく上告許可審査請求の申し立てにおいて、最高裁判所はその上告に基づく論点が公益に関連した論点である、または最高裁判所が判定すべきその他の重要な論点であると判断した時、上告許可の審査を決定する。

第一段に基づく重要な論点とは、たとえば、

（一）高等裁判所の判決または命令が他の裁判所の終局判決または命令と相反している。

（二）高等裁判所の判決または命令における重要な法律点への判断が最高裁判所の判例と相反、矛盾している。

(三) 高等裁判所の判決または命令における重要な法律点への判断が最高裁判所の判例にない。

第四一項（上告受理）

最高裁判所が上告許可が相当と判断した時、上告受理を命じ、下級裁判所は当事者に対し当該命令を言い渡す。

被上告人は命令を聞いた日から一五日以内に下級裁判所に抗告を提出でき、抗告提出日から七日以内、もしくは抗告提出期間が終了した日から七日以内に下級裁判所は抗告を最高裁判所に送るか、抗告がなかったことを知らせる。最高裁判所が抗告を受理した時、もしくはその内容通知を受けた時、直ちに訴訟リストに加える。

最高裁判所が上告を許可しなかった場合、申し立ての却下を命じ、上告を受理せず、当事者に速やかに通知するため下級裁判所に訴訟書類を返す。

第九章 判決または命令に基づく執行

第四二項（執行に障害がある場合）

第六四条及び第六五条に基づく権限行使において、もしくは判決または命令に基づく執行において障害があることが明らかであるとき、裁判所は訴訟担当官に当該ケースの事実関係、判決に基づく執行のため解決策、方法を定める必要性を調査、報告させる。

第一段に基づく訴訟担当官の事実関係の報告において、その件について命令を下す前に、裁判所はもう一方の当事者または他の当事者の意見を聴取する権限を有する。

仏暦二五五一年八月二一日告示

(おわり)